

2021杉並区プレミアム付商品券 (デジタル商品券)を追加販売します

30%のプレミアムが付いた「2021杉並区プレミアム付商品券(デジタル商品券)」を追加販売します(約5万セット)。詳細は、「2021杉並区プレミアム付商品券特設サイト」(右2次元コード)をご確認ください。

—— 問い合わせは、2021杉並区プレミアム付商品券コールセンター ☎4500-2720 (月～金曜日午前8時30分～午後5時15分(8月7日(土)・14日(土)も受け付け。8月9日(休)を除く))へ。



購入方法

特設サイトで購入(先着順)

支払方法

クレジットカード決済(VISA、Mastercard)、コンビニ支払

販売期間

8月3日(火)午前10時～31日(火)(なくなり次第終了)

- ・区民のほか、区民以外の方も購入できます。
- ・既に同商品券(デジタル商品券・紙商品券)を購入した方も、追加購入できます。
- ・一度に5セットまで購入できます(何回でも購入可)。

その他

- ・紙商品券の追加販売は行いません。
- ・デジタル商品券は購入後すぐに使用できます。購入後の払い戻しはできません。
- ・使用期間を過ぎたデジタル商品券は無効となります。

2021 杉並区プレミアム付商品券特設サイト

デジタル商品券の概要

●販売価格

1セット5000円(額面6500円分。プレミアム率30%)

●使用方法

店舗に掲示された2次元コードを、スマートフォンで読み取ることで商品券を使用。専用のアプリ等をダウンロードする必要はありません(1円単位で使用可)

●使用期間

10月31日まで

●使用できる店舗

食料品店、飲食店、コンビニエンスストア、美容院ほか

※詳細は、特設サイトをご覧ください。なお、店舗面積500㎡以上の大型店舗では使用不可。右の「取扱店舗ステッカー」が掲示された店舗で使用できます。



【ご意見をお寄せください】

区民意見を 募集します

◇意見提出方法

はがき・ファクス・Eメール・閲覧場所にある意見用紙に書いて、意見提出先。ご意見には、住所・氏名(在勤の方は勤務先の名称と所在地、在学の方は学校名と所在地、事業者は事業所名と所在地・代表者の氏名)を記入(区ホームページからも書き込めます)。

※いただいた主なご意見の概要とそれに対する区の考え方などは、後日公表する予定。

マイナンバー制度 特定個人情報保護評価書(案)

◇特定個人情報保護評価の実施

マイナンバーの利用にあたってプライバシーや個人情報へ及ぼす影響を事前(緊急時は事後)に評価し、その保護の措置を講じるものです(詳細は、個人情報保護委員会 <https://www.ppc.go.jp/legal/assessment/>参照)。

◇健康増進事業の実施に関する事務

マイナンバー法の改正により、健康増進事業に関する情報が情報連携の対象に追加されました。それに伴い、健康増進事業の実施に関する事務の特定個人情報保護評価書を作成します。

◇予防接種に関する事務

新型コロナウイルスのワクチン接種にあたり、国が構築したワクチン接種

記録システム(VRS)を活用しています。これに伴い、予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価書の記載内容を一部修正します。

◇マイナンバー制度に関する問い合わせ先

・マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178 (月～金曜日午前9時30分～午後8時(土・日曜日、祝日は午後5時30分まで。年末年始を除く))。IP電話等 ☎050-3816-9405

※外国語(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語)での相談 ☎0120-0178-26 (有料)。

※マイナンバー法・マイナンバー制度の詳細は、内閣府 <https://www.cao.go.jp/bangouseido/>参照。

◇意見提出先等

評価書の名前	意見提出・問い合わせ先	閲覧場所(各休業日を除く)
健康増進事業の実施に関する事務 全項目評価書	杉並保健所健康推進課健診係 (〒167-0051荻窪5-20-1 ☎3391-1015 ☎3391-1377 ✉kenkosuisin-k@city.suginami.lg.jp)	同係 区政資料室(西棟2階)、 区民事務所、図書館
予防接種に関する事務 全項目評価書	杉並保健所保健予防課保健予防係 (〒167-0051荻窪5-20-1 ☎3391-1025 ☎3391-1927 ✉yobo-k@city.suginami.lg.jp)	同係

◇閲覧・意見募集期間(必着)

8月31日まで

わがまちの水害対策

区は東京都が進める河川や下水道の整備との連携を図るとともに雨水流出抑制対策を進め、総合的な水害対策に取り組んでいます。

—— 問い合わせは、土木計画課へ。



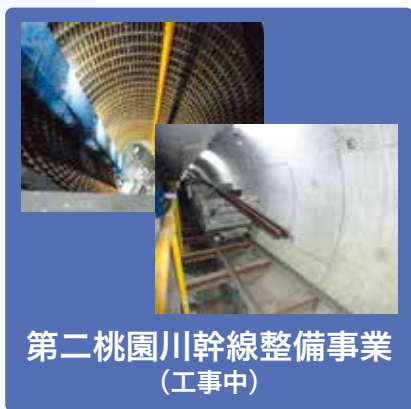
大規模な整備による水害対策

東京都建設局では、大雨時に川からの溢水を防ぐために、川を拡幅する河川整備と洪水を一時的に貯留する調節池整備を行っています。

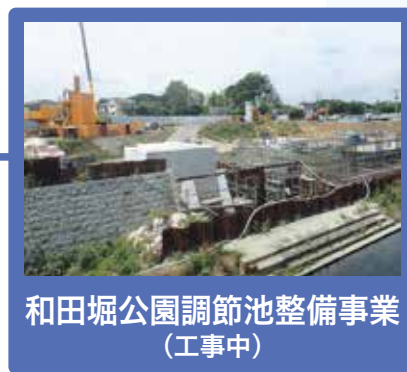
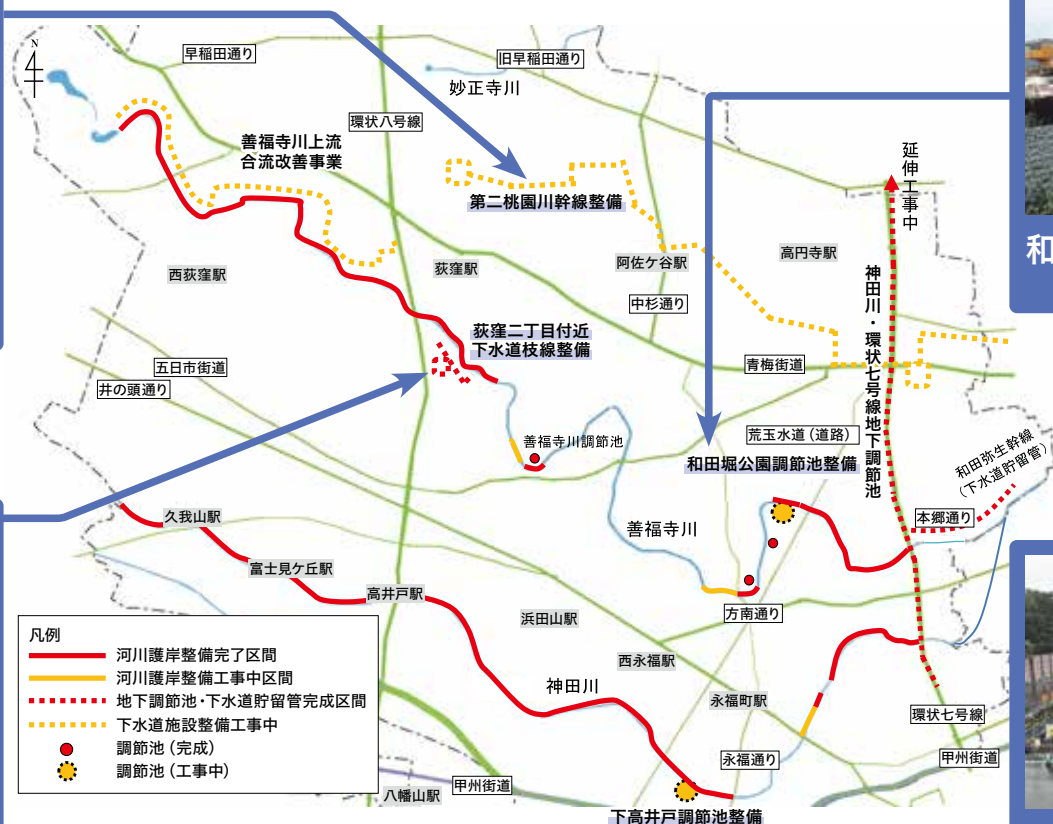
東京都下水道局では、浸水被害の軽減を図るため、下水道管の新規幹線事業による流下能力の増強や雨水の貯留施設の設置などの整備を進め

ています。また、河川の水質改善を図るため、雨の降り始めに合流式下水道から善福寺川へ放流される家庭の雑排水などを含む下水を貯留する施設の整備を進めています。

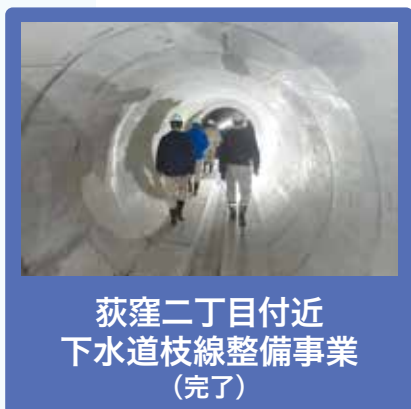
区内における主な水害対策事業



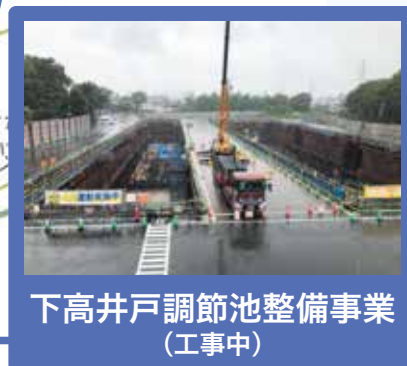
第二桃園川幹線整備事業 (工事中)



和田堀公園調節池整備事業 (工事中)



荻窪二丁目付近 下水道枝線整備事業 (完了)



下高井戸調節池整備事業 (工事中)

雨水流出抑制対策

雨水を浸透・貯留することで、下水や河川への流出を抑制し、水害リスクの軽減に役立ちます。

公共施設をはじめとする区内の建物の新築・改築の際に、雨水を浸透させる**雨水浸透ます**や一時的に雨水を貯留する**貯留槽**の設置をお願いしています。

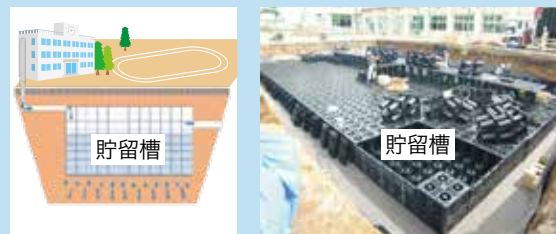
雨水浸透施設工事費の助成について



住宅では、



区内学校の校庭の下には、



わたしができる水害対策



大雨の時は、お風呂の水を大量に排水したり、長時間シャワーを使用したりすることは控えましょう。

汚水も雨水も下水道管を通して処理されています。大雨の時は、雨水を速やかに処理しやすいよう必要以上に汚水を流すのを控えましょう。

◀オナガカモ先生 ※善福寺川に生息。



東京2020大会 杉並区パラリンピック聖火リレー採火式のお知らせ

杉並区の採火式

区ではまず、①済美養護学校「希望の灯」(堀ノ内1-19-25) ②上井草スポーツセンター「スポーツの灯」(上井草3-34-1) ③杉並芸術会館(座・高円寺)「文化の灯」(高円寺北2-1-2)の3カ所で採火を行います。

次にそれぞれで採火した灯を、④オーロラの碑(荻窪3-47-2)で集火して一つの灯にします。集火した灯は、「平和の灯」として、東京都庁へ運びます。都庁では、東京都内の各市区町村、46道府県、パラリンピック発祥の地であるストック・マンデビル(イギリス)の灯を集火し、「東京2020パラリンピック聖火(東京都の灯)」とします。この聖火を⑤区役所へ運び、午後5時まで西棟前広場にて展示を行います。

※公道上でのリレーは行いません。



採火式
8月20日(金)



使用される受け皿について
区で活動するデザイナー・山縣有斗氏のデザインをもとに、済美養護学校の子どもたちが作成します。

東京2020パラリンピック聖火リレーとは

東京2020パラリンピック聖火リレーは、オリンピックの熱気と興奮をつなぐため、オリンピック終了後の、8月12日からパラリンピック開会式が行われる24日にかけて実施されます。東京都では8月20日~24日の5日間の日程で行われます。

パラリンピック聖火リレーのコンセプトである「Share Your Light / あなたは、きっと、誰かの光だ。」に基き、この大会が共生社会を実現し、人と人、人と社会との、「新しいパートナーシップ」を考えるきっかけとなることを目指し、「はじめて出会う3人」がチームになってリレーを行います。

図文化・交流課オリンピック・パラリンピック連携推進担当

農福連携農園区民ボランティアを募集します

区では新たな取り組みとして、農業と福祉を連携した事業を実施し、「農福連携農園(愛称=すぎのこ農園)」を開設しました。この農園で農作物の栽培やイベント運営などのお手伝いをしていただける区民ボランティアを募集します。

—— 問い合わせは、産業振興センター都市農業係 ☎5347-9136へ。



活動内容

- ・農作業(専門知識を持つ運営事業者の農業指導を受けて実施)
- ・福祉施設等の団体利用者の農作業補助
- ・農業体験イベント等(収穫体験等)の準備・運営の補助

活動日時・活動場所等

- ・活動日時=原則、月~金曜日の午前10時~正午・午後2時~4時(祝日の活動あり)
- ・活動場所=農福連携農園(井草3-19-23)

応募資格

- 区内在住・在勤・在学で以下の要件を全て満たす方
- ・18歳以上
- ・9月中旬~下旬に実施する事前講習会に参加できる

募集人数

若干名(抽選)

応募方法

申込書(区ホームページから取り出せます)を、8月27日(必着)までに産業振興センター都市農業係(〒167-0043上荻1-2-1Daiwa荻窪タワー2階)へ郵送・持参

登録期間

4年4月~5年3月末(期間の途中から登録された方を含む。2回まで更新可)
※10月~4年3月は講習期間とし、当農園の運営に関する知識・技術を深めます。

その他

- ・登録した方には「農福連携農園ボランティア登録証」を発行
- ・欠員が生じた場合や人数が不足する場合は追加募集あり
- ・ボランティア従事期間中(講習中を含む)は、区がボランティア保険に加入



農福連携事業とは

農業と福祉それぞれが抱える課題を共に解決していくための取り組みです。

区では、新鮮な農産物の供給に加え、災害時の防災空間、環境保全、体験・学習・交流などの多様な機能を持つ貴重な都市農地の振興と保全を図りながら、障害者などの社会参加の促進など、福祉分野で農地を活用していく取り組みを行っています。

農園運営の取り組み

- ・障害者・高齢者などの生きがい創出や健康増進
- ・若者などの就労支援
- ・幼児の食育・自然体験などの実施
- ・収穫物の提供を通じた、福祉施設などの運営支援
- ・区民参加による農園運営